







参考指標

修正版

※カッコ内は福島県の数値

	医療提供体制等の負荷		監視体制	感染の状況			
	病床のひっ迫具合 ※			疗養者数	PCR陽性率	新規報告数	
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージIII	現時点の確保病床数占有率 1/4(25%)以上 (118/469床以上)	①最大確保病床の占有率 1/5(20%)以上 (10/50床以上) ②現時点の確保病床数占有率 1/4(25%)以上 (11/42床以上)	人口10万人あたりの全疗養者数 15人以上 (入院者、自宅・宿泊疗養者等を合わせた数) (277人以上)	10%	15人／10万人／週以上 (277人以上)	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージIV	現時点の確保病床数占有率 1/2(50%)以上 (235/469床以上)	①最大確保病床の占有率 1/2(50%)以上 (25/50床以上)	人口10万人あたりの全疗養者数 25人以上 (462人以上)	10%	25人／10万人／週以上 (462人以上)	直近1週間が先週1週間より多い	50%

本県の現状 (1月8日現在)	※1 59.1% 〔 277床 〕	※1 ① 16.0% ② 19.0% 〔 8床 〕	※2 16.96人 〔 313人 〕	※3 ※4 4.0% 〔 210件 〕 5,295件	※2 ※3 11.38人 〔 210人 〕	※3 + 106名 直近 210人 先週 104人	※3 ※5 31.4% 〔 66人 〕 210人
本県の現状 (1月9日現在)	※1 61.2% 〔 287床 〕	※1 ① 16.0% ② 19.0% 〔 8床 〕	※2 17.82人 〔 329人 〕	※3 ※4 3.9% 〔 242件 〕 6,131件	※2 ※3 13.11人 〔 242人 〕	※3 + 145名 直近 242人 先週 97人	※3 ※5 27.3% 〔 66人 〕 242人
本県の現状 (1月10日現在)	※1 60.8% 〔 285床 〕	※1 ① 14.0% ② 16.7% 〔 7床 〕	※2 18.31人 〔 338人 〕	※3 ※4 4.1% 〔 245件 〕 5,904件	※2 ※3 13.27人 〔 245人 〕	※3 + 133名 直近 245人 先週 112人	※3 ※5 26.1% 〔 64人 〕 245人
本県の現状 (1月11日現在)	※1 61.6% 〔 289床 〕	※1 ① 14.0% ② 16.7% 〔 7床 〕	※2 19.23人 〔 355人 〕	※3 ※4 4.1% 〔 243件 〕 5,912件	※2 ※3 13.16人 〔 243人 〕	※3 + 117名 直近 243人 先週 126人	※3 ※5 27.6% 〔 67人 〕 243人

注 ※ 「病床のひっ迫具合」の「病床全体」(については、本県においては既に病床確保計画上の感染ピーク時病床数(350床)を上回る469床を確保しているため、「最大確保病床の占有率」ではなく、「現時点の確保病床数占有率」を指標として設定。
また、「うち重症者用病床」(については、現時点では、病床確保計画上の感染ピーク時病床数(50床)の確保に至っていないため、「最大確保病床の占有率」と「現時点の確保病床占有率」の両方を指標として設定。

※1 本県の現状病床数には入院予定を含む。

※2 人口(については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性別－総人口、日本人口(2019年10月1日現在)」により算定(1,846千人)。

※3 直近1週間の累計により算定。

※4 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。

※5 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中(県外感染疑いを含む)を含む。

福島県内の感染状況と医療提供体制について

令和3年1月12日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

- 感染者の急増により、患者対応医療機関を始め、地域医療への負荷が生じています。
- コロナ対応を更に進める上では、一般医療への影響が生じうる状況となっています。
- 県全体で医療提供体制を支える必要があります。

感染状況－新規感染者数の推移－

- R2年12月31までの感染者数 956人
- R3年1月11までの感染者数 1,276人

⇒今年1月に入ってから、平均して約30名/日の新規感染者が確認され、感染拡大のスピードが早まっています。

医療提供体制－入院患者の病床利用率の推移－

- R2年12月31日の病床利用率 39.7%
 - R3年1月11日の病床利用率 61.6% (予定含む)
- ⇒感染者の増大に伴い、病床利用率は60%を超えていました。
⇒60%超は、確保病床469床に対する割合です。即応病床(約300床)で見ると、病床利用率は90%を超えていました。

危機的状況

医療崩壊を防ぐための取組が必要

- 感染防止対策の強化（不要不急の外出自粛要請、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請等）
- 医療提供体制の強化（即応病床の拡大、宿泊療養施設の増設、受入医療機関への支援等）

福島県新型コロナウイルス緊急対策

令和3年1月12日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染拡大防止、医療提供体制の負荷軽減のため、以下の協力を特別措置法に基づき要請します。

- **不要不急の外出自粛要請**
- **午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛要請（接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等）**

県民の皆さまへのお願い

- 「不要不急の外出自粛（特に午後8時以降の徹底）」をお願いします。
- あわせて、「緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛」をお願いします。
- 期間 **1月13日（水）～2月7日（日）**

事業者の皆さまへのお願い

- 内 容 **午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）**
- 対 象 接待を伴う飲食店・酒類の提供を行う飲食店
- 地 域 県内全域
(カラオケ店を含む)
- 期 間 **1月15日（金）～2月7日（日）**
※1月13日または14日から協力いただいた場合は当該日を始期として算定する。
- 協力金 1日当たり4万円
- 相談窓口 福島県時短要請コールセンター（平日のみ）
電話024-521-8622（受付時間9時～5時）

■県民割申込みの取扱い ■学校における対応

- 県民割の新規利用申込みを一時停止します。停止期間は2月7日（日）まで。
- ・感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）の停止
 - ・宿泊を伴う学校行事等の停止
 - ・大学入試等やむを得ない事情による緊急事態宣言対象地域との往来後
 - ・他校との合同練習会や練習試合の停止

2週間の健康観察 など 6